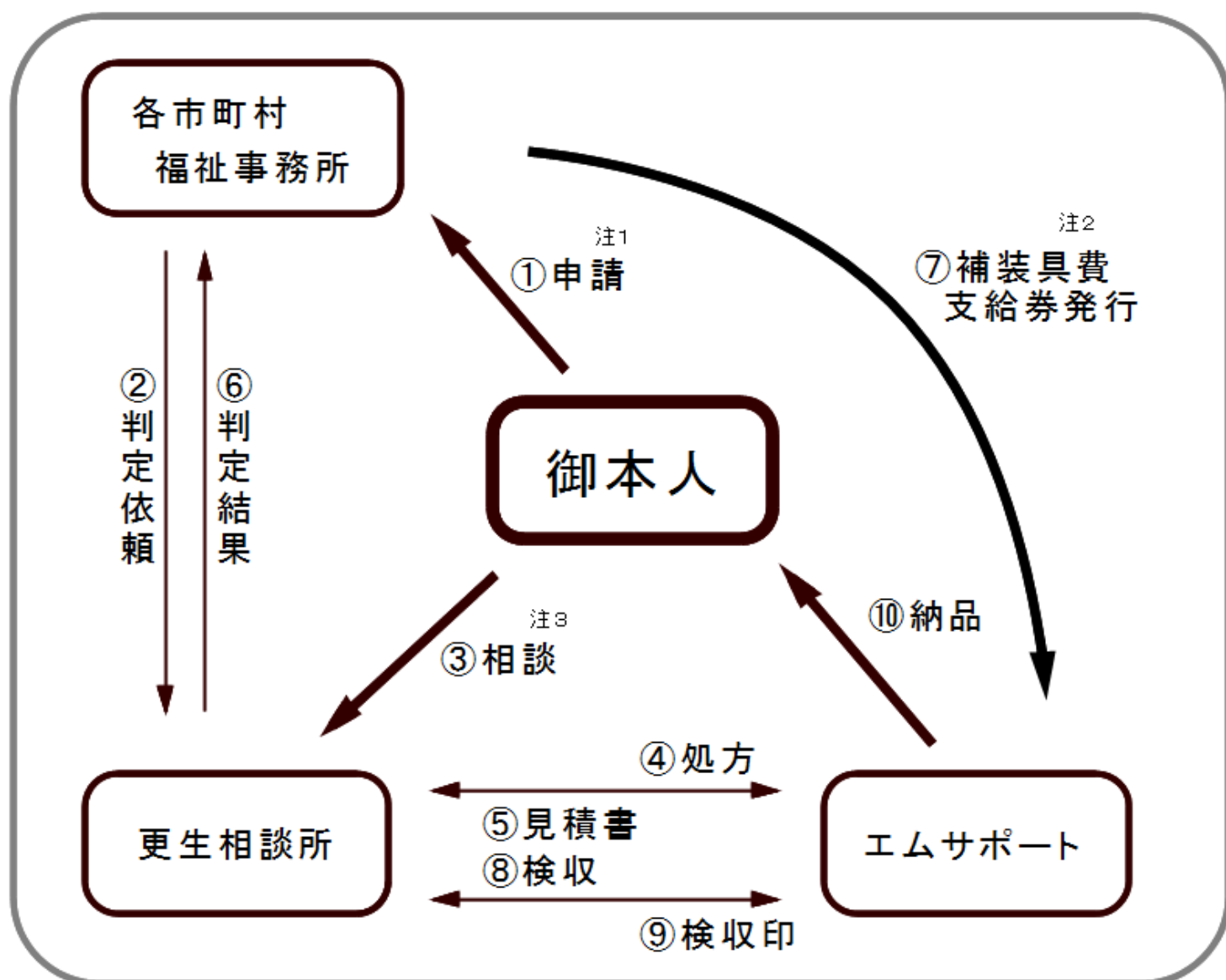


自立支援法において補装具を製作するチャート

I. 福祉センター(更生相談所)において相談する場合



相談所における相談日 (変更になる場合がありますので事前にご確認ください)

- 殻構造義肢・車椅子・装具・他 → 毎週木曜日 午前
- 骨格構造義肢・電動車椅子 → 毎月第4木曜 午後

注1 申請時に身障者手帳・印鑑が必要。また、所得を証明する書類が必要となる場合もあります。

注2 御本人に交付券が郵送される場合もあります。

注3 弊社からの予約が必要です。



(有)エムサポート

TEL 023-687-2800 URL m-support.org/